

平成25年度建物・農機具共済加入推進要領

宝塚市農業共済事業推進協議会

1 推進目標

(1) 建物共済	807件	共済金額	1,230,000万円
(2) 農機具共済	20台	共済金額	5,000万円

2 推進方策

(1) 加入資格の厳格適用

加入者に対する「丁寧な説明」に務め、円滑な事業運営が行えるように環境整備を図る。その上で、加入資格者に対して継続加入の確保を図るとともに、未加入者に対しては加入資格要件の確認とともにその理由に応じた戸別推進を励行する。

(2) 推進組織との連携及び整備強化

事業推進の原動力である推進員等と綿密な連携を保ち、事業への理解と協力を得ながら、コンプライアンス体制の整備により、相互の信頼をより強固なものとする。

(3) 継続漏れの防止と未加入者への推進

継続漏れ対策の一環として、建物共済の無事戻し制度など、NOSA Iの有利な点を積極的にPRするとともに、内部処理システムの未収・未更改者処理を活用し、加入資格の確認を行ったうえで、当該者への通知、連絡など未更改者の解消に努める。また、未更改者対策の結果を毎月の引受データと共に報告、その分析に務める。

さらに、リーフレットや市広報紙等を利用し普及宣伝に努めるほか、一斉推進期間に限らず農会長会、農業祭等の場を活用し、普及推進に努め新規加入の推進にあたる。

(4) 補償内容の周知徹底

近年、他保険等に加入しているとの理由で未加入となる事例が増加していることに鑑み、新価補償であり、再建築、再購入価格まで加入できることを周知徹底する。

また、近年増加している落雷、盗難による毀損・汚損などの火災以外の事故にも広く対応していることをPRする。特に、り災時の費用共済金についてもその内容を周知徹底する。

(5) 補償の充実

補償の充実を図る観点からも低額加入棟を重点に「お勧め金額」を提示

し、加入推進に努め、納屋などの付属建物についても積極的に推進し、未加入建物の解消に努める。

また、東日本大震災及び津波による未曾有の大災害が発生したり、近年、集中豪雨等の異常災害が各地で頻発するなか、加入者ニーズに応じて、総合共済と兵庫県住宅再建共済制度を組み合わせた提案型推進を行う。

(6) 家具類の引受拡大

平成24年度の住宅における家具類の加入状況は、加入住宅棟全体の約90パーセントであるが、1棟平均加入額では約490万円と補償水準は未だに低い状況にある。いうまでもなく、家具類は大切な財産であり、火災等が発生すれば大きな損害が生じることになる。これらの状況から、家具類の加入推進を行い引受拡大に努める。

(7) 農機具共済の推進

営農組織等が所有する農機具は、稼働率に比例して事故の可能性が高く、保険ニーズも高いと考えられるので、農機具の保有状況を調査し、まだ未加入の大型共有農機具に重点を置いた推進を展開する。個人所有の農機具についても、一旦事故が発生すると予期しない大きな損害が発生することもあるので、保有状況を確認のうえ、積極的に制度の普及啓蒙と加入の推進に努める。

3 奨励措置

推進目標達成に向けて加入推進していただく謝礼として、加入実績に応じて各農会に次の基準で奨励金を交付します（(ア)～(ウ)の合計）。

(ア) 金額割

- ①一戸当たり平均共済金額 2,000 万円以上の農会に、共済金額 100 万円当たり 50 円の割で交付します。
- ②一戸当たり平均共済金額 1,000 万円以上 2,000 万円未満の農会に、共済金額 100 万円当たり 40 円の割で交付します。
- ③一戸当たり平均共済金額 1,000 万円未満の農会に、共済金額 100 万円当たり 30 円の割で交付します。

(イ) 戸数割

加入戸数一戸当たり 300 円を交付します。

(ウ) 均等割

一農会当たり 7,000 円を交付します。

4 その他

- ① 建物共済の加入申込書は4枚一組のA3判となっています。一枚目は表紙（裏側に記入例）、2枚目は提出用、3枚目は契約者本人用（控え）、4枚目は制度説明となっています。2枚目のみ提出（回収）をお願いします。
（様式の変更に伴い、前回まで配布いただいていた「建物共済リーフレット」及び「記入の仕方」は廃止しましたので、ご了知ください。）
- ② 「とりまとめ表（兼掛金徴収簿）」は事務局まで必ず返却してください。
- ③ 加入にあたっては、建物共済・農機具共済の加入資格が厳格適用されます。今後、加入申込者に対し兵庫県農業共済組合連合会（神戸出張所）により加入審査等が行われます。この関係で、十分な審査期間が必要とされるため、申込書等書類の提出期限及び掛金を現金で納付される方の納入期限を平成26年1月30日（木）とさせていただきますので、ご協力をお願いします。
- ④ 昨年度に口座振込みをお申し込み頂きました方には、加入申込書に口座振替申込書のコピーを添付しております。
加入されている口座より平成26年2月20日（木）に引き落とし予定ですので、残高のご確認をお願いいたします。

■ 加入申込書等の書類提出及び掛金（現金）の納入期限

平成26年 1月30日（木）

■ 口座振替の方は

平成26年 2月20日（木）

- ④ 加入申込書の上段右側に「営農状況申告欄」があります。加入資格の有無について自主申告する欄です。前年ご加入いただいている方はそのときの申告内容をあらかじめ印刷しています。相違がないか改めて確認していただき、修正があれば訂正のうえ正しい欄に○を入れてくださるようお願いください。また、新たにご加入いただく方には必ず記入して下さるようお願いください。記入がない場合は加入承諾ができなくなることもあるため、くれぐれもよろしくお願いします（なお、いずれの欄にも該当しない場合は加入資格がありません。）
- ⑤ 集会場や神社・寺院等の建物については、建物共済の加入資格要件を満たす者が当該物件を所有又は管理している場合に限り、建物共済に加入することができますので、現在、「代表（者）」「管理者」等で加入されている場合の当該者が加入資格要件を満たしているかどうか確認してください。

(証券には 個人名 (〇〇〇代表 (者)、管理者) 等と表記いたします。)

- ⑥ 提出期限までに未加入または未接触となった方については、それまでの取組状況を別紙「建物農機具共済未更改者に対する報告書」にご記入のうえ、事務局まで提出してください。
- ⑦ 申込書には必ず加入者に押印をしてもらってください。
- ⑧ 預かり書は推進員名を記名して推進員の押印をしたうえで発行してください。
- ⑨ 過誤納が毎年若干ございます。加入内容、掛金と受領金額、振込金額等をよくご確認いただきますようお願いいたします。
- ⑩ 証券が住所不明等により返送されてくるケースが毎年ございます。また、加入内容に誤りがあるなどの問い合わせもあります。加入者に接触されるときに、加入申込書に記載されている住所、名前、加入物件等の内容を必ず確認いただき、誤記または変更があるときは必ずボールペンで正しい内容に訂正していただくようお願いください。
- ⑪ 振込はお近くの JA からお願いします。他の金融機関から振込すると手数料がかかります。ご協力をお願いします。
- ⑫ 振込みについて (JA)

10万円以上を一度に振り込まれる場合には、次のような証明書等が必要です。

(ア) **振込人を農会名+個人名 (例：〇〇農会 共済太郎) とした場合**
→その農会であることの証明書 (農会の規約、名簿等) 及び振込人が本人であることの証明書 (運転免許証、健康保険証等)

(イ) **振込人を農会長+個人名 (例：〇〇農会長 共済太郎) とした場合**
→その振込人が本人 (=「共済太郎」) であることの証明書 (運転免許証、健康保険書等)

(ウ) **JA兵庫六甲にある各農会の口座から振替えで入金いただくときは、上記のような証明書等は不要です。**

詳しくはJA兵庫六甲各支店でお問い合わせください。

当協議会といたしましては、各農会の判断にお任せしますので、よろしくお願いたします。なお、振込をされる際には、振込用紙のコメント欄に「建物共済等掛金」とご記入いただきますよう、ご協力をお願いします。